

平成30年 3月16日
改正 令和 7年 9月 1日

美作市入札参加有資格者 各位

美作市総務部管財課

現場代理人の常駐緩和（兼務）措置について

現在、美作市では現場代理人は工事現場ごとに常駐することを義務付けておりますが、一定の要件を満たす場合に、この常駐義務を緩和し、他工事との兼務を認めることとしましたのでお知らせいたします。

つきましては、現場代理人の常駐緩和（兼務）措置を希望する場合は、必ず下記により手続きを行うようお願いいたします。

記

1 現場代理人常駐緩和（兼務）の取り扱い

下記（１）又は（２）に該当する場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。受注者は、現場代理人を兼務しようとする場合、発注者に現場代理人兼務届を提出すること。

（１）次のすべての要件を満たす場合

- ① 現場代理人として従事している又は従事しようとする工事（国又は県が発注する工事を含む。）の件数が３件以内であること。
- ② 現場代理人として従事している又は従事しようとする工事の当初請負金額の**１件ごとの金額が４，５００万円**（建築一式工事については、**９，０００万円**）未満であること。
- ③ それぞれの工事現場が美作市内でかつ、監督員と常時連絡可能な体制を確保し、監督員が求めた場合は速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- ④ 兼務する工事現場のいずれかに常駐していること。

（２）同一の場所又は隣接した場所で行われる工事で美作市が認めるもの（諸経費調整対象工事）である場合。なお、この場合、兼務できる工事件数に制限を設けない。

※現場代理人の要件

- （１）受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- （２）建設業法（昭和２４年法律第１００号）第７条第２号又は第１５条第２号に規定する営業所の専任技術者でないこと。

2 国又は県が発注する工事等との常駐緩和（兼務）の取扱い

（１）国又は県が発注する工事の現場代理人が新たに市発注工事の現場代理人を兼務する場合において、１の（１）の要件を満たし、かつ、当該国又は県の権限のある者の承諾を得た場合は、兼務を認めるものとする。

また、市発注工事の現場代理人が新たに国又は県の発注する工事の現場代理人を兼務

する場合において、１の（１）の要件を満たす場合は、兼務の承諾を行うものとする。

3 工事現場へ常駐を要しない期間の取扱い

現場代理人が工事に常駐すべき期間は、契約工期が基本であるが、次の期間については発注者（監督員）と現場代理人との間で、工事打合せ簿等の書面で明確にしていれば、工事現場への常駐を要しないものとする。

なお、この場合においても、受注者は発注者（監督員）と常時連絡可能な体制を確保しなければならない。

- （１） 請負契約の締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの準備期間
- （２） 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- （３） 橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- （４） 竣工検査合格後、事務手続き等のみが残っている期間

4 常駐緩和（兼務）要件を満たさなくなった場合等の取扱い

- （１） １の（１）の要件を満たさなくなった場合は、兼務を認めないものとする。
- （２） 安全管理不徹底及び現場体制不備等により事故が発生した工事との新たな兼務は認めない。また、既に兼務している工事において安全管理不徹底及び現場体制不備により事故が発生した場合は、兼務を認めないものとする。
- （３） 上記（１）又は（２）により兼務を認めないこととされた場合において、受注者は速やかにどちらか一方の工事に別の現場代理人を選任し、発注者に届け出ることとする。

5 提出書類

- （１） 市発注の工事のみで兼務する場合
 - ①現場代理人兼務届（兼務工事数分提出）
- （２） 市発注工事の現場代理人が、新たに国又は県発注工事と兼務する場合
 - ①現場代理人兼務届（市の兼務工事数分提出）
 - ②現場代理人兼務承諾申請書（市様式）
- （３） 国又は県発注工事の現場代理人が、新たに市発注工事と兼務する場合
 - ①現場代理人兼務届（市の兼務工事数分提出）
 - ②現場代理人兼務承諾書（国又は県発行）

提出先：総務部管財課

6 適用時期

平成３０年４月１日以降に契約を締結する建設工事について適用する。

なお、平成３０年３月３１日以前に契約を締結した建設工事については、従前の例による。

改正後は、改正日以降の契約に適用し、改正前は従前の例による。